

仕 様 書

件 名 広島県庁舎（本館等）で使用する電気

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市中区基町 10 番 52 号 県庁舎（本館等）
受 電 設 備	県庁舎本館地下 1 階電気室内
業 種 及 び 用 途	事務所
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
標 準 電 壓	6,000V (受電電圧 6,600V)
標 準 周 波 数	60H z
受 電 方 式	1 回線受電
契 約 電 力	1,200 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする)
標 準 力 率	100%
年 間 使 用 予 定 電 力 量	2,616,293 k W h
使 用 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 11 年 3 月 31 日 24:00
検 針 方 法	訪問検針又は自動検針記録（検針日は原則毎月 1 日）
電 力 量 計 (自 動 検 針 装 置)	製造メーカー：富士電機メーター(株) 型 式：F P 3 E 15-R 形 (パルス 2000pulse/kWh)
需 給 地 点	受電室 6,000V 配電線引込み口に本県が設置した断路器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
使 用 開 始 ま で の 準 備	落札決定後において、令和 8 年 4 月 1 日 0:00 の使用開始が確実に行われるよう、一般送配電事業者との託送供給契約の締結、必要な設備の設置等の準備を完了すること。
そ の 他	<p>○小売電気事業者が電力を供給する場合に必要な情報伝送装置に係る費用については、一般送配電事業者の負担とする。</p> <p>○供給する電力は 100% 再生可能エネルギー由来の電力とする。この場合、価値由来の証明書付きの付加価値プラン、証明書付きではないプラン等、複数のプランが存在する場合は、一番安価なプランとする。</p> <p>○入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整額（以下「燃料費等調整額」という。）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）及びその他の必要な料金を含めることとし、その単価等は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費等調整額は、応札者の令和 7 年 10 月実績（政府激変緩和措置（-1.0 円）を含めない額）を用いることとする。（※） ・再エネ賦課金単価は、令和 7 年 12 月単価である 3.98 円を用いることとする。（※） <p>※上記の設定は、競争条件を一定にするためのものであり、契約期間中、上記の額に固定するものではない。</p> <p>○その他必要な事項については、本県を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。</p>

仕 様 書

件 名 広島県庁舎（東館）で使用する電気

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市中区基町9番42号 県庁舎（東館）
受 電 設 備	県庁舎東館地下2階電気室内
業 種 及 び 用 途	事務所
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 壓	6,000V（受電電圧6,600V）
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	950kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする)
標 準 力 率	100%
年 間 使 用 予 定 電 力 量	3,200,018kWh
使 用 期 間	令和8年4月1日 0:00 ~ 令和11年3月31日 24:00
検 針 方 法	訪問検針又は自動検針記録（検針日は原則毎月1日）
電 力 量 計 (自 動 検 針 装 置)	製造メーカー：富士電機メーター㈱ 型 式：FP3E15-R形（パルス2000pulse/kWh）
需 給 地 点	受電室6,000V配電線引込み口に本県が設置した本県の地中開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
使 用 開 始 ま で の 準 備	落札決定後において、令和8年4月1日 0:00の使用開始が確実に行われるよう、一般送配電事業者との託送供給契約の締結、必要な設備の設置等の準備を完了すること。
そ の 他	<p>○小売電気事業者が電力を供給する場合に必要な情報伝送装置に係る費用については、一般送配電事業者の負担とする。</p> <p>○供給する電力は100%再生可能エネルギー由来の電力とする。この場合、価値由来の証明書付きの付加価値プラン、証明書付きではないプラン等、複数のプランが存在する場合は、一番安価なプランとする。</p> <p>○入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整額（以下「燃料費等調整額」という。）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）及びその他の必要な料金を含めることとし、その単価等は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費等調整額は、応札者の令和7年10月実績（政府激変緩和措置（-1.0円）を含めない額）を用いることとする。（※） ・再エネ賦課金単価は、令和7年12月単価である3.98円を用いることとする。（※） <p>※上記の設定は、競争条件を一定にするためのものであり、契約期間中、上記の額に固定するものではない。</p> <p>○その他必要な事項については、本県を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。</p>

仕 様 書

件 名 広島県庁舎（農林庁舎）で使用する電気

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市中区基町 10 番 52 号 県庁舎（農林庁舎）
受 電 設 備	広島県庁舎農林庁舎地下 1 階電気室内
業 種 及 び 用 途	事務所
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
標 準 電 壓	6,000V (受電電圧 6,600V)
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1 回線受電
契 約 電 力	200 kW (ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
標 準 力 率	100%
年 間 使 用 予 定 電 力 量	678,838 kWh
使 用 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 11 年 3 月 31 日 24:00
検 針 方 法	訪問検針又は自動検針記録（検針日は原則毎月 1 日）
電 力 量 計 (自 動 検 針 装 置)	製造メーカー：富士電機メーター㈱ 型 式：FP3E15-R 形 (パルス 2000pulse/kWh)
需 給 地 点	受電室 6,000V 配電線引込み口に本県が設置した断路器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
使 用 開 始 ま で の 準 備	落札決定後において、令和 8 年 4 月 1 日 0:00 の使用開始が確実に行われるよう、一般送配電事業者との託送供給契約の締結、必要な設備の設置等の準備を完了すること。
そ の 他	<p>○小売電気事業者が電力を供給する場合に必要な情報伝送装置に係る費用については、一般送配電事業者の負担とする。</p> <p>○供給する電力は 100% 再生可能エネルギー由来の電力とする。この場合、価値由来の証明書付きの付加価値プラン、証明書付きではないプラン等、複数のプランが存在する場合は、一番安価なプランとする。</p> <p>○入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整額（以下「燃料費等調整額」という。）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）及びその他の必要な料金を含めることとし、その単価等は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費等調整額は、応札者の令和 7 年 10 月実績（政府激変緩和措置（-1.0 円）を含めない額）を用いることとする。（※） ・再エネ賦課金単価は、令和 7 年 12 月単価である 3.98 円を用いることとする。（※） <p>※上記の設定は、競争条件を一定にするためのものであり、契約期間中、上記の額に固定するものではない。</p> <p>○その他必要な事項については、本県を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。</p>